

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国が発令した改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、全国で解除されましたが、感染は完全に収まっておらず、次の感染の波がいつどのように起きるのか、予断を許さない状況であります。そのため、本市においても第2波へ備え、市民とともに強い危機意識をもって感染拡大防止の取組みを続けています。

このような状況の中、外出の自粛や観光客の減少等は続いており、観光業、飲食業、小売業をはじめ幅広い業種で今後も影響が続くと予測され、雇用の維持や従業員の生活安定など、様々な方面に関しても影響が出てくると思われます。また、小・中学校の臨時休校等による学習機会の喪失等、子どもたちへの影響も計り知れません。

このことから、正しい情報を共有し、緊張感を持って、国、県、市がそれぞれの役割と責任を明確にしながら強力で連携し合い、全力で必要な対応を図っていかねばなりません。

よって、国及び県においては、市民の生命と生活を守るとともに市内経済への影響が最小限になるよう、下記の事項について早急に対策を講ずるよう強く要請します。

### 記

#### 1. 経済支援対策について

- (1) 宿泊・観光事業者の事業継続・再開に当たり、各事業者におけるガイドラインに基づく計画策定、従業員教育等の取組みが適切に準備・実施されるよう、支援を行うこと。また、学校休校やイベント自粛等で中止となった修学旅行等、イベント輸送、地域行事等の延期開催を促進するため、地方創生臨時交付金の拡充・活用を含め、必要なスキームの構築を進めること。(国・県)
- (2) 県の宿泊支援事業にスポーツ合宿関連への補助制度を創設すること(県)
- (3) 東京2020オリンピック競技大会の開催及び中止の判断を早期にすること。また、中止とする場合は、代替えの経済対策を充実させること。(国)

#### 2. 感染予防対策について

- (1) 地域住民が安心して避難所を利用できるよう、地方創生臨時交付金の限度額の算定に「災害時の新型コロナウイルス等の感染症対応分」を

加え、避難所におけるマスク、体温計、消毒液等の資材確保をはじめ、感染防止対策として必要な段ボール間仕切り、段ボールベッド、パーティション等の備蓄や整備支援を強化すること。(国・県)

(2) 日常生活において、公的立場やその役割を持つ人たちは第3者との接触を皆無にすることは困難である。そのため、PCR検査の定期的な実施を義務付け、人的による市民福祉の低下を招かないための支援をすること。また、クラスター感染防止による、日常生活や経済活動の広域的な停止を招かないよう、国民全体への検査体制の早期整備をすること。(国・県)

(3) プロスポーツ観戦やイベントの参加は、経済の活性化や自粛で疲弊した国民にとって、バディ効果(仲間意識)や地域・経済活性化に大きな効果があるとされる。そのため、無観客や人数規模での開催自粛による感染症拡大予防を図るのではなく、開催するために出来得る感染拡大予防の取組みに対する支援をし、積極的な開催をすること。(国・県)

(4) 秋以降のインフルエンザ流行期に、発熱などコロナ感染症と同様の症状の出るインフルエンザ予防対策を徹底することで、医療崩壊や診療の混乱を避けるため、インフルエンザワクチンの予防接種を希望者全員に無償で提供すること。(国)

### 3. 医療・介護対策について

(1) 介護・障がい福祉サービスの事業所等に対する「サービス継続支援事業」を抜本的に拡充し、「介護・障がい福祉包括支援交付金」(仮称)を創設すること。同交付金により、感染発症の有無にかかわらず、感染予防の取組みを行いつつ弾力的にサービスの提供を継続する介護・障がい福祉施設・事業所に対する支援事業を拡充すること。本事業が各自治体における財政状況にかかわらず実施できるよう、全額国庫負担により行うこと。(国・県)

(2) 結核、インフルエンザ、新型コロナウイルスを含む感染症対策強化のための茨城県地域医療構想の見直しを行うこと。また、鹿行地区の医師・看護師等人材及び医療資源を確保すること。(県)

### 4. 労働者支援対策について

(1) 人事院規則が改正されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症に対応する全国の消防・救急隊へ特別手当を支給できるよう推進する

こと。その際、手当支給に当てる財源を確実に各自治体に配分できるよう、現状の体制把握を実施し、地方創生臨時交付金を十分に確保すること。(国・県)

- (2) 就労マッチング、労働シェア等、就労の場と労働力の確保の観点から、ハローワークや地方公共団体等による就労相談窓口の拡大のための支援をすること。(国・県)

#### 5. 教育・保育支援対策について

- (1) 「1人1台端末」の早期実現と家庭・学校での通信環境の整備のための金銭的支援、ハード・ソフト・人材を一体とした整備の更なる加速と低学年でも一人で出来るオンライン授業の整備をすること。(国・県)
- (2) 保育園について、登園自粛した保護者の保育料の軽減措置に対する市負担を支援すること。(国・県)
- (3) 保護者の収入減や学生アルバイトの収入減による大学・専門学校の生徒の困窮により、休学や退学をすることを防止するため、授業料の半額免除を行うこと。また、新卒就職者の重い奨学金返済負担の軽減を図るよう、返済免除措置を実施すること。(国)

#### 6. 各種支援体制組織の充実について

- (1) 国で行われている緊急経済支援において、持続化給付金や生活支援に係る給付金、雇用調整助成金などの各種助成金、小規模事業者持続化補助金などの各種補助金がありますが、それらの申請窓口において円滑に事務が進むよう、担当人員の確保や会場拡大などの支援をすること。(国)

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年6月11日

茨城県鹿嶋市議会

「意見書の提出先」

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当），総務大臣，財務大臣，  
文部科学大臣，厚生労働大臣，経済産業大臣，  
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣，  
茨城県知事